

S N S 上のひぼう中傷の根絶を求める意見書

本年５月、本区在住の女性が、テレビ出演を契機としたＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）上のひぼう中傷を受けたことにより自殺したとされる大変痛ましい事件が起きた。

ＳＮＳは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とのコミュニケーションを図ることができる場である一方、その特性として匿名による情報発信が可能であることから、特定の個人を対象としたひぼう中傷や個人情報に掲載するといったプライバシーの侵害等が発生する場にもなっている。

ＳＮＳ上のひぼう中傷により被害を受けた者は、被害回復のため、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求により発信者を特定し、損害賠償請求等を行うが、現在の発信者情報開示制度に関しては、様々な課題が指摘されており、円滑な被害者救済が図られないという問題がある。このことから、被害者は精神的に追い詰められ、毎年多くの痛ましい被害を引き起こしている。

この状況を踏まえ、総務省は本年４月、専門家等で作る「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を発足した。今後、発信者情報開示の対象の見直しや、開示手続の円滑化といった対策について報告書を取りまとめる方針となっているが、ひぼう中傷で心に悩みや苦痛を抱えている被害者を早期に救済するためには、研究会の報告内容を踏まえ、より短い期間で、より確実に発信者を特定することができるよう実効性のある仕組みを早急に整備する必要がある。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、ＳＮＳ上のひぼう中傷の根絶に向け、発信者情報開示の在り方の見直しやＳＮＳ利用者に対する情報モラル等の啓発活動の強化について、速やかに取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和２年１０月２３日

江東区議会議長 若 林 しげる

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣



宛て